

**重点手続に関する業務プロセス改革計画の達成状況（平成 23～25 年度）**

府省名：法務省

手続分野名	登記関係手続	計画策定年月日	平成 24 年 5 月 23 日策定		
主な手続名と手続数	不動産登記の申請、不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、商業登記（株式会社）の申請、商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求（5 手続）				
1 成果指標・目標					
区分	業務プロセス改革計画で定められた事項			目標達成状況（年度）	
	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）		
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間（利用者がオンライン申請（情報入力）に要する平均的な時間）	登記関係手続は、その申請（請求）内容によって、申請（請求）情報の入力に要する時間が区々であることから、平均的な時間を算出することは困難であるとのことであった。	平成 23 年 2 月から運用を開始した登記・供託オンライン申請システムで提供する申請用総合ソフトは、広く国民の意見を募集したほか、主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士の団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会からの意見・要望を取り入れて開発したものである。例えば、申請データの作成を 24 時間 365 日可能とするほか、複数の申請データの署名付与の操作を一括で行うことができる機能の開発等、利便性及び効率性の向上を図ってきている。今後も、引き続き利用者の意見を取り入れ、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化に努めてまいりたい。	業務プロセス改革計画実施期間中において、登記・供託オンライン申請システムの「申請用総合ソフト」について、LAN 環境等により複数人が共同して申請（請求）情報の作成を可能とする機能改善（平成 25 年 2 月）や、「オンライン登記情報検索サービス」について、同一の所在地番区域に限らず、検索した結果を 10 件まで同一ファイル内に集約して、請求情報に取り込むことができるようにするとともに、取り込んだファイルをウェブ上で請求することができる「かんたん証明書請求」の請求様式に直接反映できるようにする機能改善（平成 25 年 2 月）を実施するなどして、申請（請求）情報の入力に要する時間の効率化を図った。	
	オンライン申請に係る利用者の満足度	満足度 76%（平成 22 年度）	基準値（現状）以上の満足度を目標とする（平成 25 年度）	平成 25 年度における利用者の満足度は 76% であり、基準値を維持していることから、目標を達成している。	
②行政運営の効率化に関する指標	業務処理に要する行政コストに関するもの（オンライン申請の受付 1 件当たりの整備経費と運用経費の状況）	1 件当たり：28 円（平成 23 年 7 月現在）	オンライン申請 1 件当たりの整備経費と運用経費の状況について、基準値（現状）よりも減少することを目標とする（平成 25 年度）	平成 24 年度におけるオンライン申請 1 件当たりの整備経費と運用経費は 1 件当たり 24 円となり、基準値を下回っている。	
	業務処理に要する時間や業務量に関するもの（申請 1 件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数）	1 件当たり：0.000067 人（平成 23 年 7 月現在）	申請 1 件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数について、基準値（現状）よりも減少させることを目標とする（平成 25 年度）	オンライン申請の利用件数の増加を図るとともに、職員の業務処理体制を見直すなどして、業務処理の効率化に努めたところ、平成 24 年度における申請 1 件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数は 0.000052 人となり、基準値を下回っている。	
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率（インターネット等を通じて申請等を行った件数、総申請件数等に対する割合）	61.66%（平成 22 年度）	71%（平成 25 年度）	平成 24 年度における利用率は、72.77% であり目標値を上回っている。	
④その他	なし	—	—	—	
2 取組事項等					
事項	業務プロセス改革計画で定められた事項	平成 23～25 年度における取組事項の実施状況（実施時期）	成果のあった事項	今後の課題として残った事項	今後の取組
①手続の必要性の見直し	なし	—	—	—	—
②申請に必要な書類の削減・簡素化	<p>【不動産登記の申請】 不動産登記令第 9 条、第 11 条、不動産登記規則第 36 条、第 37 条、第 44 条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている（継続）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 商業登記法第 54 条第 2 項第 2 号、第 55 条第 1 項第 3 号、第 80 条第 5 号、商業登記規則第 37 条、第 103 条第 2 項等により、一部の添付書面の提出を省略することができることとしている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 不動産登記令第 9 条、第 11 条、不動産登記規則第 36 条、第 37 条、第 44 条により、一部の添付情報の提供を省略することができることとしている（継続実施中）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 商業登記法第 54 条第 2 項第 2 号、第 55 条第 1 項第 3 号、第 80 条第 5 号、商業登記規則第 37 条、第 103 条第 2 項等により、一部の添付書面の提出を省略することができることとしている（継続実施中）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 左欄の取組を実施し、申請に必要な書類の削減・簡素化することにより、登記申請人の負担を軽減することができた。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 左欄の取組事項については現在も継続実施中であるが、さらに、商業登記申請書に会社法人等番号を記載した場合には、添付書面である登記事項証明書を添付することを要しないとする商業登記法の改正を平成 25 年度に行ったことにより、同改正法の施行予定とされている平成 27 年 10 月頃には、登記申請人の負担が軽減されることとなる。</p>	<p>【不動産登記の申請】 なし</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 なし</p>	<p>【不動産登記の申請】 今後も「平成 23～25 年度における取組事項の実施状況（実施時期）」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 今後も、「平成 23～25 年度における取組事項の実施状況（実施時期）」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>

	<p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 登記所間において情報共有を行うことにより、添付情報（添付書面）の提供（提出）を省略することについて、問題点の洗い出しとその対応策の検討をしている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 添付情報（添付書面）の提供（提出）の省略については、不動産登記の申請における会社・法人の代表者の資格証明情報の省略や商業登記の申請における会社・法人の登記事項証明書の省略について検討するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発を行っている。</p>	<p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 現在システム開発中である。</p>	<p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 なし</p>	<p>【不動産登記の申請】及び【商業登記（株式会社）の申請】 実施に当たり、法令改正を検討中である。</p>
<p>③申請システムの使い勝手の向上等</p>	<p>【共通】 ア 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行う（平成24年度）。</p> <p>イ 登記・供託オンライン申請システム又は登記情報提供サービスのシステムダウンに備え、業務代行システムの構築を行う（平成25年度までに）。</p> <p>ウ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムについて、OSやWebブラウザのバージョンアップに伴う検証・対応を速やかに行う（継続）。</p> <p>エ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに対する問合せは、午前中の問合せが多い傾向があることから、同時間帯に多くのオペレータを配置して対応している（継続）。</p> <p>オ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに寄せられた意見・要望等については、当該意見・要望等を分析の上、システムの改善の検討に活かしている（継続）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 不動産登記の登記事項証明書等の請求情報の作成に必要な物件情報をダウンロードすることができるオンライン登記情報検索サービスについて、同一所在地番区域に限らず、検索した結果を10件まで同一ファイル内に集約して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行う（平成24年度）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、ウェブ上で請求できる仕組みについては、平成23年2月から運用を開始している登記・供託オンライン申請システムにおいて、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン請求を可能としており、これにより、格段の操作性の向上が図られている（継続）。</p> <p>イ 登記情報提供システムについて、更なる機能向上を図るほか、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、利用時間の拡大を図る（平成24年度）。</p>	<p>【共通】 ア 登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについて、LAN環境等により複数人で共同して申請情報又は請求情報の作成が可能となるように、機能改善を行った（平成25年2月）。</p> <p>イ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムのシステムダウンに備え、業務代行システムの構築を行った（平成26年3月）。</p> <p>ウ 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムについて、OSやWebブラウザのバージョンアップに伴う検証を行っている（継続実施中）。</p> <p>エ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに対する問合せは、午前中の問合せが多い傾向があることから、同時間帯に多くのオペレータを配置して対応している（継続実施中）。</p> <p>オ 登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに寄せられた意見・要望等については、当該意見・要望等を分析の上、システムの改善の検討に活かしている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 不動産登記の登記事項証明書等の請求情報の作成に必要な物件情報をダウンロードすることができるオンライン登記情報検索サービスについて、同一所在地番区域に限らず、検索した結果を10件まで同一ファイル内に集約して、請求情報に取り込むことができるよう、機能改善を行った（平成25年2月）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち、ウェブ上で請求できる仕組みについては、平成23年2月から運用を開始している登記・供託オンライン申請システムにおいて、「かんたん証明書請求」での登記事項証明書等のオンライン請求を可能としており、これにより、格段の操作性の向上が図られている（継続実施中）。</p> <p>イ 登記情報提供システムについて、更なる利便性の向上を図るため、法人登記情報のデータ量制限を緩和するとともに、メンテナンス等により運用できない地域及び時間帯を除いて、試行的に利用時間を拡大した（平成25年3月）。</p>	<p>左欄の各取組を実施することにより、申請（請求）情報の入力に要する時間が効率化されるなど、申請人（請求者）の使い勝手の向上が図られるとともに、システムダウン時においても、業務代行システムにより業務を継続できる仕組みが構築された。</p>	<p>登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスクに対しては、システム操作に関する問合せのほか、使い勝手向上のための要望等が寄せられている。</p>	<p>登記・供託オンライン申請システムのヘルプデスク等に寄せられる意見・要望等を踏まえ、今後も引き続きシステムの改善を図っていくこととする。</p>
<p>④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等</p>	<p>【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続実施中）。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人である会社等の代表者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしている（継続実施中）。</p>	<p>【不動産登記の申請】 左欄の取組を実施し、オンライン申請時における本人確認方法を見直すことにより、登記申請人の負担を軽減することができた。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 左欄の取組を実施することにより、登記申請人の負担を軽減することができた。</p>	<p>【不動産登記の申請】 なし</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 なし</p>	<p>【不動産登記の申請】 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況（実施時期）」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>【商業登記（株式会社）の申請】 今後も、「平成23～25年度における取組事項の実施状況（実施時期）」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>
<p>⑤バックオフィス業務の見直し</p>	<p>【不動産登記の申請】 オンライン申請に係る登記完了証の交付について、従前は電子データによる交付（ダウンロード）のみであったところ、平成23年6月から、登記所の窓口で書面の登記完了証の交付を可能とする制度改正を</p>	<p>【不動産登記の申請】 オンライン申請に係る登記完了証の交付について、従前は電子データによる交付（ダウンロード）のみであったところ、平成23年6月から、登記所の窓口で書面の登記完了証の交付を可能とする制度改正を</p>	<p>【不動産登記の申請】 左欄の取組を実施し、バックオフィス業務の見直しを行ったことにより、登記申請人のニーズを反映した制度とすることができた。</p>	<p>【不動産登記の申請】 なし</p>	<p>【不動産登記の申請】 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況（実施時期）」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>

	<p>実施した（継続）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】</p> <p>ア オンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、従前は郵送による交付のみであったところ、平成23年4月から、登記所の窓口で登記事項証明書を受け取ることを可能とする制度改正を実施した（継続）。</p> <p>イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている（継続）。</p> <p>ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている（継続）。</p>	<p>実施した（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】</p> <p>ア オンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、従前は郵送による交付のみであったところ、平成23年4月から、登記所の窓口で登記事項証明書を受け取ることを可能とする制度改正を実施した（継続実施中）。</p> <p>イ 全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としている（継続実施中）。</p> <p>ウ 全国の不動産、会社・法人等の登記情報について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としている（継続実施中）。</p>	<p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】</p> <p>左欄の取組を実施し、バックオフィス業務の見直しを行ったことにより、登記申請人のニーズを反映した制度とすることができた。</p> <p>また、証明書交付請求の利用者の利便性を向上することができた。</p>	<p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】</p> <p>なし</p>	<p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】</p> <p>今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>
⑥経済的インセンティブの向上等	<p>【共通】</p> <p>オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書等の交付請求は、ページによる電子納付を可能としている（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】</p> <p>電子情報処理組織を使用して、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記(建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記の申請が電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。)の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する（継続）。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>電子情報処理組織を使用して、株式会社の設立の登記の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する（継続）。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合、従前は申請人に還付手続がされることから、平成21年6月から、申請代理人に代理受領されたい旨の委任状の添付があれば、当該申請代理人に対して還付手続が行うことができるとされた（継続）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】</p> <p>オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている（継続）。</p>	<p>【共通】</p> <p>オンライン申請及びオンラインによる登記事項証明書等の交付請求は、ページによる電子納付を可能としている（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記の申請】</p> <p>電子情報処理組織を使用して、不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記(建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記の申請が電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。)の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する。</p> <p>なお、本措置は、平成25年3月31日をもって終了した。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>電子情報処理組織を使用して、株式会社の設立の登記の申請を行った場合には、その登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額(平成24年3月31日までは4,000円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは3,000円を限度とする。)を控除する。</p> <p>なお、本措置は、平成25年3月31日をもって終了した。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合、従前は申請人に還付手続がされることから、平成21年6月から、申請代理人に代理受領されたい旨の委任状の添付があれば、当該申請代理人に対して還付手続が行うことができるとされた（継続実施中）。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】</p> <p>オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の手数料額は、書面による交付請求より安価となっている（継続実施中）。</p> <p>また、オンラインにより請求した不動産登記又は商業・法人登記に係る登記事項証明書等の登記所庁舎外での受取りを可能とする試行を開始した(平成24年10月から)。</p>	<p>【共通】</p> <p>左欄の取組を実施することにより、申請人の負担を軽減し、経済的なインセンティブの向上を実現することができた。</p> <p>【不動産登記の申請】</p> <p>左欄の取組を実施することにより、申請人の負担を軽減し、経済的なインセンティブの向上を実現することができた。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>左欄の取組を実施することにより、登記申請人の負担を軽減し、経済的なインセンティブの向上を実現することができた。</p> <p>また、株式会社の設立登記について、オンラインによる申請の割合が増加した。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>左欄の取組を実施し、登記申請人の負担を軽減することにより、経済的なインセンティブの向上を実現することができた。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】</p> <p>左欄の取組を実施し、証明書交付請求の利用者の負担を軽減することにより、経済的なインセンティブの向上を実現することができたこととなった。</p>	<p>【共通】</p> <p>なし</p> <p>【不動産登記の申請】</p> <p>なし</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>なし</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>なし</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】</p> <p>なし</p>	<p>【共通】</p> <p>今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>【不動産登記の申請】</p> <p>オンライン申請率の推移を見極めつつ、今後の取組について慎重に検討していくこととする。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>オンライン申請のメリットの周知に努めるとともに、オンライン申請率の推移を見極めつつ、今後の取組について慎重に検討していくこととする。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】</p> <p>今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】、【商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】及び【成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求】</p> <p>今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>
⑦広報・普及啓発	<p>【共通】</p> <p>ア ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請(請求)制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める（継続）。</p> <p>イ 研修の実施、手引書の配布など職員に対する意識の向上に努める（継続）。</p>	<p>【共通】</p> <p>ア ホームページによる案内のほか、登記所の窓口において、オンライン申請(請求)制度に関するリーフレット等を用意するなどして制度の広報を行うことにより、オンライン申請の利用促進に努める（継続実施中）。</p> <p>イ 職員が窓口等においてオンライン申請の利用勧奨を適切に行うことができるように、研修の実</p>	<p>【共通】</p> <p>左欄の取組を実施することにより、オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p>	<p>【共通】</p> <p>なし</p>	<p>【共通】</p> <p>今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>

		施, 手引書の配布などを行い, 職員に対する意識の向上に努める(継続実施中)。			
⑤その他	<p>【共通】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち, ①地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については, 平成21年1月に, また, ②政府認証基盤(GPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については, 平成21年7月に実施した(継続)。</p> <p>イ 日本司法書士会連合会, 日本土地家屋調査士会連合会を通じ, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。</p> <p>ウ 国の行政機関, 地方公共団体に対して, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。</p> <p>エ ホームページによる案内のほか, 登記所の窓口において, オンライン申請(請求)制度に関するリーフレット等を用意するなどして, 申請(請求)に係る情報提供の充実に努めている(継続)。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続)。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 セキュリティの確保されている国専用のネットワークである霞が関WAN又は地方公共団体専用のネットワークであるLGWANでのオンライン登記嘱託に対応するため, 登記・供託オンライン申請システムのネットワーク構成の見直しを行い, 必要な資源配信・情報提供の仕組みを構築する(平成24年度)。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】 書面で登記の申請をする場合において, 登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による提出に代えて, 登記・供託オンライン申請システムを利用して, 電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する方法を平成23年8月15日から導入している(継続)。</p>	<p>【共通】 ア オンライン利用拡大行動計画の取組方針のうち, ①地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については, 平成21年1月に, また, ②政府認証基盤(GPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については, 平成21年7月に実施した。</p> <p>イ 日本司法書士会連合会, 日本土地家屋調査士会連合会との会議等を通じ, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続実施中)。</p> <p>ウ 各種会議等を通じ, 国の行政機関, 地方公共団体に対して, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続実施中)。</p> <p>エ ホームページによる案内のほか, 登記所の窓口において, オンライン申請(請求)制度に関するリーフレット等を用意するなどして, 申請(請求)に係る情報提供の充実に努めている(継続実施中)。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 登記手続の対象業界である全国銀行協会を通じ, オンライン申請の積極的な利用を要請している(継続実施中)。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 セキュリティの確保されている国専用のネットワークである政府共通ネットワーク又は地方公共団体専用のネットワークであるLGWANでのオンライン登記嘱託に対応するため, 登記・供託オンライン申請システムのネットワーク構成の見直しを行い, 必要な資源配信・情報提供の仕組みを構築した(平成25年4月)。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】 書面で登記の申請をする場合において, 登記すべき事項のFD及びCDの磁気媒体による提出に代えて, 登記・供託オンライン申請システムを利用して, 電子署名を要しないで事前に登記すべき事項を送信する方法を平成23年8月15日から導入している(継続実施中)。</p>	<p>【共通】 ア 左欄の取組を実施することにより, オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p> <p>イ 左欄の取組を実施することにより, オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p> <p>ウ 左欄の取組を実施することにより, オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p> <p>エ 左欄の取組を実施することにより, オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 左欄の取組を実施することにより, オンライン申請の利用促進を行うことができた。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 従来, セキュリティが確保されていなかったため, インターネット経由でのオンライン登記嘱託ができなかった地方公共団体等においても, LGWAN又は政府共通ネットワークを経由してオンライン登記嘱託が可能となった。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】 左欄の取組を実施することにより, 登記申請人の利便性の向上を図ることができた。</p>	<p>【共通】 ア なし</p> <p>イ なし</p> <p>ウ なし</p> <p>エ なし</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 なし</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 なし</p>	<p>【共通】 ア 現状維持</p> <p>イ 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>ウ 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>エ 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等】 今後も「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととした。</p> <p>【不動産登記の申請】及び【商業登記(株式会社)の申請】 今後も引き続き, 各種会議等を通じ, 国の行政機関, 地方自治体に対して, オンライン申請の積極的な利用を要請していく。</p> <p>【商業登記(株式会社)の申請】 今後も、「平成23～25年度における取組事項の実施状況(実施時期)」欄に記載された取組を引き続き実施していくこととする。</p>
<p><b>3 今後の方向性</b> 今後もシステム改善によるシステムの使い勝手の向上を始め, 申請に必要な書類の削減・簡素化, 経済的インセンティブの向上等の各種取組を引き続き実施して, 国民の利便性の向上に努め, 利用者の視点に立った電子行政サービスの実現を図ることにより, 利用者満足度及びオンライン利用率の維持・向上に努める。</p>					

**重点手続に関する業務プロセス改革計画の達成状況（平成 23～25 年度）**

府省名：法務省

手続分野名	輸出入・港湾関係手続	計画策定年月日	平成 24 年 5 月 23 日策定, 平成 25 年 3 月 29 日改定	
主な手続名と 手続数	①乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請 ②船舶の長による乗員名簿の提出等 (2 手続)			
<b>1 成果指標・目標</b>				
区 分	業務プロセス改革計画で定められた事項			目標達成状況（年度）
	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）	
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に係る満足度	利用率90%	約 90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、民間利用者との意見交換の中で意見、要望を受けた場合はそれらを検討し、必要に応じてプログラムの改善に資することにより国民の利便性を向上させる。	平成 24 年度における利用率は、①91.94%、②98.97%といずれも基準値を超える高い水準であった。
	利用者のオンライン申請に係る情報入力に要する時間	— (府省共通ポータルにおいて、港湾関連の申請等については他省庁と情報を共用していることから、当局のみの平均的な時間を算出することは困難である。)	平成 20 年 10 月 12 日から運用を開始した府省共通ポータルは、港湾関連手続の簡素化・迅速化のため、関係省庁の共通入口として、利用者 ID・パスワードの統一、申請画面・入力方法等の統一、各システムからの情報提供窓口の一元化、システム利用申込窓口の一元化を図り開発されたものである。 約 90%の利用率があり、特段の不满等もないことから、現状の維持に努めることとし、利用者からの要望等については、NACCS 及び関係省庁への協議も含め検討する。	申請に要する時間に関し、利用者から特段意見は寄せられていない。
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請 1 件当たりの費用	75円（平成22年度）	今後ともオンライン利用率の維持に努めることにより、現状の費用対効果を下げることがないよう努める。	利用率は増加しており、費用対効果は維持できている。
	事務処理時間	持参又は郵送：2分 オンライン：20秒 (平成20年10月の府省共通ポータルとの連携開始から現在までほぼ同じ時間)	入力作業、許可書作成等に係る時間については、すでに十分な削減がなされ、適正な事務処理を維持しつつ事務の効率化を実現しているところ、今後も基本様式 4 に掲げる取り組みを維持し、今後、利用者の要望や費用対効果等を踏まえ、継続的に検討する。	事務処理時間は維持できている。  利用者から、2③記載のとおり申請情報の重複が多いとして申請一括化の要望がある。そのため、費用対効果、事務処理時間を考慮し、平成 29 年度に予定している NACCS 更改において、NACCS 側で対応可能かの検討を行った。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	①90.67% ②98.79% (平成 22 年度)	オンライン利用率の維持に努める。	平成 24 年度における利用率は、①91.94%、②98.97%であり、利用率は増加している。
④その他				

2 取組事項等

事項	業務プロセス改革計画で定められた事項	平成 23～25 年度における取組事項の実施状況（実施時期）	成果のあった事項	今後の課題として残った事項	今後の取組
① 手続の必要性の見直し	—	—	—	—	—
② 申請に必要な書類の削減・簡素化	府省共通ポータルとの連携により、1 度の入力で一括して書類を提出できる手続の範囲を拡充している（平成 20 年 10 月の府省共通ポータルの運用開始から実施し、現在継続中）。	府省共通ポータルとの連携により、概ね電子による申請が行われており、年々利用率は増加傾向にあるところ、継続して府省共通ポータルとの連携を図っている。また、下記③申請システムの使い勝手の向上等欄のとおり、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化について検討している。	電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化について、平成 29 年度に予定している NACCS 更改において NACCS 側で対応可能かの検討を行った。	電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請において、申請情報の重複が多い。	電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化の検討。
③ 申請システムの使い勝手の向上等	既存の民間利用者との意見交換の場を利用した要望の把握に努める（随時実施）。	NACCS においては、平成 29 年度にシステムを更改予定であり、それに向けて定期的に民間利用者との会議を開催し、利用者からの要望ヒアリング等を実施している。一方、NACCS と官側との間でも定期的に会議が行われ、その場を利用して乗員上陸許可支援システムに係る要望を把握している状況である。そこで、乗員上陸許可支援システムの改善要望として、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化が出ている（申請情報の重複が多いため）。	NACCS において民間利用者との会議を行い、要望ヒアリング等を行った。その結果、電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化について要望があったところ、平成 29 年度に予定している NACCS 更改において、NACCS 側で対応可能かの検討を行った。	電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請において、申請情報の重複が多い。	電子申請における入港前統一申請及び乗員上陸許可申請の一括化の検討。
④ オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	—	—	—	—	—
⑤ バックオフィス業務の見直し	—	—	—	—	—
⑥ 経済的インセンティブの向上等	手数料は無料である（手続開始以来無料であり、現在継続中）。	なし（現状維持）。	なし。	なし。	現状維持。
⑦ 広報・普及啓発	システムの運用開始から、研修・会議等やホームページ等を活用して広報活動を行ってきたこともあり、船舶代理店等の利用者及び職員への周知は一定の効果が得られていると考えているところであるが、今後とも現在の利用率を維持及び向上させるため、啓発活動を行っていく（ホームページ掲載については通年、研修・会議等については随時実施）。	法務省ホームページの掲載については通年行っているところであり、また、NACCS 掲示板においても利用者向けの手順書や民間利用者のシステム化の参考となる仕様書を公開し、電子申請の促進に努めた。	なし。	なし。	現状維持。
⑧ その他	—	—	—	—	—

3 今後の方向性

申請情報重複項目について、利便性向上のためのシステム改修に向け検討を続ける。  
また、引き続き法務省ホームページや NACCS 掲示板を利用した啓発活動を行い、高い申請率及び運営効率の維持に努める。